

# 山梨県公報

第千五百三十四号

平成十六年

十二月二十日

月 曜 日

## 目次

道路の供用開始(二件).....	七九五
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	七九五
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	七九六

## 告示

### 山梨県告示第五百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市大泉町大字西井出字石堂第一 八二四〇番の一六地先から 北杜市大泉町大字西井出字石堂第一 八二四〇番の六九三地先まで	一四〇・五	平成十六年十二月二十日

### 山梨県告示第五百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	下神内川石和温泉停車場線	山梨市大字下石森字雲林六〇〇番の三地先から 山梨市大字大野字高畑二〇〇一番の一地先まで	四七〇・〇	平成十六年十二月二十七日

## 公告

### 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十二月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 笛吹市石和町広瀬字前田二一八の三、二一九、二二〇、二二一、二二二の二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇の一部、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八の二、二三八の二及び二三八の三の区域
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり
道路	

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 開発行為を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内一丁目十六番四号 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第百三十三号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年十二月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

### 別表第一中

七	甲府市中央五丁目二番三二号先 （国道四一一号と市道六山本通り線との交差点）	中央交番前	平七・一・三〇 告示 第四号
七	甲府市中央五丁目二番三二号先 （国道四一一号と市道六山本通り線との交差点）	中央東	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
二七六	甲府市城東三丁目二番一九号先 （国道四一一号と市道善光寺敷島線との丁字路交差点）	城東三丁目西	平成一五年五月一日 告示第三二二号
二七六	甲府市城東三丁目二番一九号先 （国道四一一号と市道善光寺敷島線との丁字路交差点）	城東交番北	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
二八四	甲府市塩部二丁目七番一号先	甲府工業高校	平成一六年七月二二日

二八四	甲府市塩部二丁目七番一号先 （市道朝日塩部線と市道上木戸狐塚線との丁字路交差点）	甲府工業高校前	平成一六年七月二二日 告示第四六号
二八五	甲府市荒川二丁目三番一八号先 （都市計画道路市道愛宕町下条線と市道下阿原荒川線との十字路交差点）	荒川二丁目	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
二八六	甲府市荒川一丁目八番三三三号先 （都市計画道路市道愛宕町下条線と市道長松寺荒川線と市道の十字路交差点）	荒川一丁目	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
三五六	甲斐市篠原三、六〇〇番地先 （県道敷島田富線単路）	竜王町役場前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三三号
三五六	甲斐市篠原三、六〇〇番地先 （県道敷島田富線単路）	甲斐市役所竜王庁舎前	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
三四	北巨摩郡須玉町若神子（国道一四一号线と中央自動車道西宮線須玉I・C取付路との交差点）	須玉インター入口	五一・一二・一五 三八号
三四	北杜市須玉町大豆生田一、四九九番地二先（国道一四一号线と中央自動車道須玉I・C取付道路と	須玉インター入口	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号

の丁字路交差点)

四一 北巨摩郡明野村上手五、二一九番地の二先(県道原浅尾葦崎線)  
明野村役場前  
五三・一〇・九  
告示 第三八号

四一 北杜市明野町上手五、二一九番地の二先(県道原浅尾葦崎線)  
明野総合支所 前  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

五五 北巨摩郡須玉町若神子三、一二六番地の二先(国道一四一号线と町道との十字路交差点)  
須玉町役場入 口  
六三・二・二九  
告示 第六号

五五 北杜市須玉町若神子三、一二六番地の二先(国道一四一号线と町道との十字路交差点)  
須玉総合支所 入口  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

三三 西八代都市川大門町三、七五〇番地の二先(国道一四〇号と町道向新田八号線との十字路交差点)  
富士見団地入 口  
平成一三年二月二七日  
告示第五五号

三三 西八代都市川大門町三、七五〇番地の二先(国道一四〇号と町道向新田八号線との十字路交差点)  
富士見団地入 口  
平成一三年二月二七日  
告示第五五号

三四 西八代郡三珠町大塚四二〇番地  
大塚工業団地  
平成一六年二月二〇日

の二先(国道一四〇号と町道との十字路交差点)  
入口  
告示第一〇三号

一五三 東八代郡石和町唐柏四六九番地先(県道白井河原八田線と町道との十字路交差点)  
石和西小入口  
平成一六年七月二日  
告示第四六号

一五三 笛吹市石和町唐柏四六九番地先(県道白井河原八田線と町道との十字路交差点)  
石和西小入口  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

一五四 笛吹市御坂町下野原四〇番地先(一級市道一三号线と市道五六号線との十字路交差点)  
下野原諏訪神社 北  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

一五五 笛吹市御坂町金川原一、五六五番地先(一級市道一三号线と県道上黒駒石和線との十字路交差点)  
金川原中  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

一五六 笛吹市御坂町金川原一、一五四番地の三先(国道一三七号と一級市道一三号线との丁字路交差点)  
一宮御坂IC 南  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

七二 塩山市千野一、二三一番地の二先(市道上於曾六号線と市道千野四〇号線との十字路交差点)  
坂下  
平成一五年七月二四日  
告示第五一号

七二 塩山市上於曾一、二三一番地一先(市道上於曾六号線と市道千野四〇号線との十字路交差点)  
坂下  
平成一六年二月二〇日  
告示第一〇三号

一一二	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(国道一三九号富士見バイパスと市道新町小明見線と市道富士見町明見線との十字路交差点)	下吉田東小東	平成一二年二月二十八日 告示 第五四号
-----	--	--------	---------------------------

一一二	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(国道一三九号富士見バイパスと市道新町小明見線と市道富士見町明見線との十字路交差点)	愛染通り	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-----	--	------	-----------------------

一四六	南都留郡富士河口湖町勝山四、〇二九番地の五先(町道一三三号線と町道一 一号線との十字路交差点)	勝山さくや水 ール前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
-----	---	---------------	-----------------------

一四六	南都留郡富士河口湖町勝山四、〇二九番地の五先(町道一三三号線と町道一 一号線との十字路交差点)	勝山さくや水 ール前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一四七	富士吉田市下吉田三、六一二番地先(国道一三九号富士見バイパスと市道竹の花線との十字路交差点)	竹の花	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
一四八	富士吉田市下吉田二、六九二番地の一先(国道一三九号富士見バイパスと市道しんや通り線との十字路交差点)	桜通り	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号

一四九	富士吉田市下吉田三、九七三番地の三先(国道一三九号富士見バイパスと市道富士北麓浄化センター線との十字路交差点)	浄化センター 入口	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
一五〇	富士吉田市下吉田五、八六七番地の二先(国道一三九号富士見バイパスと市道との十字路交差点)	新宮川橋北	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
一五一	富士吉田市下吉田五、八四五番地先(国道一三九号富士見バイパスと国道一三九号と市道との十字路交差点)	富士見バイパス北	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号

に改める。  
別表第三中

六八二	市道	車両(軽車両を除く)	日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで	斐崎 平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
六八二	市道	車両(軽車両を除く)	日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで	斐崎 平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

六八二	市道	車両(軽車両を除く)	日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで	斐崎 平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
六八二	市道	車両(軽車両を除く)	日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで	斐崎 平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

六八三	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅バス乗降場北側)(二七メートル)	車両(バスを除く。)	終日	部下	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-----	------------	--------------------------------------	------------	----	----	-----------------------

に改める。  
別表第四中

三二七	町道	東八代郡石和町八田三三〇番地の三九先(宮川徳次郎方前交差点)から東八代郡石和町山崎一一六番地先(NTT独身寮)まで(二七九メートル)	車両(軽車両を除く)	車両進行 西から東へ	石和	六二・六・一五 告示 第二四号
-----	----	--	------------	---------------	----	-----------------------

三二七	市道	笛吹市石和町八田三三〇番地の二五先(若葉寮西交差点)から笛吹市石和町山崎一一六番地先(NTT独身寮)まで(二〇〇メートル)	車両(軽車両を除く)	車両進行 西から東へ 終日	笛吹	平成一六年一月二〇日 告示第一〇三号
-----	----	---	------------	---------------------	----	-----------------------

四八五	市道四九号線	笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東入口)から笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東出口)まで(一一〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー東から南、西へ 北を経て東へ時計回り終日	部下	平成一六年一月二〇日 告示第九二号
-----	--------	---	----	--------------------------------------	----	----------------------

四八五	市道四九号	笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東入口)から笛吹市春日居町桑戸六二四番地先(駅ロータリー東出口)まで(一一〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー東から南、西へ 北を経て東へ時計回り終日	部下	平成一六年一月二〇日 告示第九二号
-----	-------	---	----	--------------------------------------	----	----------------------

四八六	市道在家塚五九号線	南アルプス市在家塚五六〇番地先(白根インター料金所南方県道今諏訪北村線との分岐点)から南アルプス市在家塚五六〇番地先(白根インター料金所南東角)まで(六〇メートル)	車両	車両進行 東から西へ 終日	南アルプ	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
四八七	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川七一番地先(山梨市駅前広場東入口)から山梨市上神内川一、五四六番地先(山梨市駅前広場西出口)まで(一五〇メートル)	車両	車両進行 東から南を経て西へ 終日	部下	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
四八八	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅前広場交番前)から山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅前広場タクシースタイル)まで(一〇メートル)	車両	車両進行 南から北へ 終日	部下	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
四八九	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅前交差点南側)から山梨市上神内川七一番地先(山梨市駅前広場東入口)まで(四二メートル)	車両	車両進行 西から東へ 終日	部下	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
四九〇	市道	塩山市下塩後二〇八番	車両	車両進行	塩山	平成一六年一月

に改める。

四九一	市道都留文科 留文科 大学駅 前通り 線	都留市田原二丁目六四 二番地二先(都留文科 大学駅前ロータリー道 路)(三五メートル)	車両	北から南 へ終日	都留 平成一六年一 二月二〇日 告示第一〇三 号
-----	----------------------------------	--	----	-------------	--------------------------------------

別表第五中

に改める。

二二八	市道	南アルプス市鏡中條 一、八八一番地一先 (油川下流側道橋西 詰交差点)	南進す る車両	終日	小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号
-----	----	--	------------	----	---------------------------------

を

二二八	市道	南アルプス市鏡中條 一、八八一番地一先 (油川下流側道橋西 詰交差点)	南進す る車両	終日	南アル プス 平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
二二九	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川七一 番地先(山梨市駅前 広場一般車両駐車場 北側)	東進す る車両	終日	日下部 平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
二二〇	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、 五六一番地先(山梨 市駅前広場タクシー プール西側)	北進す る車両	終日	日下部 平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

別表第六中

を

四七二	市道四九四号線	笛吹市春日居町別田 三八五番地の三先(ロ タリー西出入)	東進す る車両	終日	日下部 平成一六年一 月一日 告示第九二号
四七二	市道四九四号線	笛吹市春日居町別田 三八五番地の三先(ロ タリー西出入)	東進す る車両	終日	日下部 平成一六年一 月一日 告示第九二号
四七三	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川七一 番地の四先(飯田方 前)	西進す る車両	終日	日下部 平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

別表第七中

を

八九	削除				甲府 平成一六年七月二 二日 告示第四六号
----	----	--	--	--	--------------------------------

を

八九	削除				甲府 平成一六年七月二 二日 告示第四六号
九〇	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五 六一番地先(山梨市駅 前交差点南側)	南進す る車両 (バス を除く)	終日	日下部 平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

別表第十中

一、〇五九	国道 一四〇号線	山梨市上神内川一、二二三番地 先(山梨市駅前)交差点	三	日下部	四九・四・一一 一六号
-------	-------------	-------------------------------	---	-----	----------------

一、〇五九	県道万 力小屋 敷線	山梨市上神内川一、二三番地 先(山梨市駅前交差点)	四	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三三号
-------	------------------	------------------------------	---	-----	----------------------------

一、〇六一	国道 一四〇号線	山梨市上神内川一、二二一番地 先(佐藤新聞店前)交差点	一	日下部	四九・四・一一 一六号
-------	-------------	--------------------------------	---	-----	----------------

一、〇六一	県道万 力小屋 敷線	山梨市上神内川一、二二一番地 先(佐藤新聞店前)交差点	三	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三三号
-------	------------------	--------------------------------	---	-----	----------------------------

一、七八六	市道 天神通 り線	都留市田原三丁目三番三号先 (南都留合同庁舎前交差点)	三	都留部	六一・一一・二 六 三八号
-------	-----------------	--------------------------------	---	-----	---------------------

一、七八六	市道天 神通り 線	都留市田原三丁目三番三号先 (南都留合同庁舎前交差点)	四	都留部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三三号
-------	-----------------	--------------------------------	---	-----	----------------------------

三、五六七	市道 山梨市 駅前通	山梨市神内川一、二六七番地先 (パーラー富士南東交差点)	二	日下部	六一・一・二 六 告示
-------	------------------	---------------------------------	---	-----	-------------------

	り線				第三号
--	----	--	--	--	-----

三、五六七	市道山 梨市駅 前通り 線	山梨市上神内川一、二六七番地 先(甲府信用金庫加納岩支店前 交差点)	三	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三三号
-------	------------------------	--	---	-----	----------------------------

四、八二二	市道青 海支線	山梨市東後屋敷五六四番地の一 先(東後屋敷交差点)	三	日下部	平成一三年一 月八日 告示第四七号
-------	------------	------------------------------	---	-----	-------------------------

四、八二二	市道青 海支線	山梨市東後屋敷五六四番地の一 先(東後屋敷交差点)	四	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三三号
-------	------------	------------------------------	---	-----	----------------------------

四、九〇一	市道下 於曾三 号線	塩山市下塩後五三三番地の二先 (下塩後)交差点	二	塩山	平成一四年八 月一日 告示第四一 号
-------	------------------	----------------------------	---	----	-----------------------------

四、九〇一	市道下 於曾三 号線	塩山市下塩後五三三番地の二先 (下塩後交差点)	四	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三三号
-------	------------------	----------------------------	---	----	----------------------------

五、〇六九	村道	北都留郡小菅村四、三三三番地 先(田元橋北詰)	一	上野原	平成一六年一 月一日 告示第九二 号
-------	----	----------------------------	---	-----	-----------------------------

を

五、〇六九	村道	北都留郡小菅村四、三七三番地 先(田元橋北詰)	一	上野原	平成一六年一月一日 告示第九二号
五、〇七〇	県道甲府玉穂中道線(新山梨環状道路南側)梨環状道路南側 側道部	中巨摩郡玉穂町極楽寺三五五番地 地先(渋川二の橋西側南)	一	南甲府	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七一	県道甲府玉穂中道線(新山梨環状道路南側)梨環状道路南側 側道部	中巨摩郡玉穂町極楽寺三五五番地 地先(渋川二の橋西側北)	一	南甲府	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七二	町道井之口中楯線	中巨摩郡玉穂町中楯一、一一五番地 の三先(津島方北側交差点)	二	南甲府	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七三	町道	中巨摩郡昭和町西条一、四八一番地 の一先(西条駐在所北西交差点)	一	南甲府	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七四	市道	北杜市高根町箕輪新町二二七番地 地一先(丸茂保則方南側)	一	長坂	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七五	国道五二号	南巨摩郡南部町楮根一、七〇三番地 先(稲葉光志郎方前)	一	南部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号

五、〇七六	市道八三三線	笛吹市石和町八田三三〇番地 の五先(健康増進センタークアハウス石和南側)	一	笛吹	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七七	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五四六番地 先(山梨市駅前広場西側出口交差点)	一	日下部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七八	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川七一番地 先(山梨市駅前広場東側入口交差点)	三	日下部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇七九	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地 先(山梨市駅タクシー・バスターミナル前)	二	日下部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇八〇	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地 先(山梨市駅前広場一般駐車場南側)	一	日下部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇八一	県道万力小屋敷線	山梨市上神内川四番地の五先 (三枝方南東十字路交差点)	二	日下部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇八二	市道下塩後三七号線	塩山市下塩後二七八番地 先(武井東一郎方東側交差点)	一	塩山	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇八三	県道山梨市山勝沼線	東山梨郡勝沼町菱山二、六三一 番地先(神宮寺方前)	一	塩山	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇八四	県道山梨市山勝沼線	東山梨郡勝沼町菱山一、六〇五 番地先(雨宮方前)	一	塩山	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
五、〇八五	県道山梨市山勝沼線	塩山市牛奥三、八〇七番地 先(雨敬ぶどう園南側)	一	塩山	平成一六年二月二〇日

に改める。  
別表第十四中

五、〇八六	市道	都留市桂町八七六番地先（東桂小学校前交差点）	一	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
五、〇八七	市道法能宮原線	都留市法能六二番地先（滝本平方南側）	一	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
五、〇八八	市道都留文科大学駅前通り線	都留市田原二丁目六四二番地二先（都留文科大学駅前）	二	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
五、〇八九	市道都留文科大学駅前通り線	都留市田原二丁目九七六番地一先（南都留合同庁舎前交差点北側丁字路交差点）	一	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
五、〇九〇	市道都留文科大学駅前通り線	都留市田原二丁目九七四番地先（都留文科大学駅前西方丁字路交差点）	三	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
五、〇九一	市道都留文科大学駅前通り線	都留市田原二丁目八九五番地先（ショッピングモールオギノ北西角丁字路交差点）	一	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
五、〇九二	町道南裏線	北都留郡上野原町上野原三、八三〇番地先（上野原町役場東側）	一	上野原	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号

一八三	市道	都留市田原二丁目一番一先（渡辺好子方）から都留市田原二丁目一番三号先（菅原荘一方）まで	二五〇	高速車 中速車	四十	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
-----	----	---	-----	------------	----	----	------------------------

一八三	削除					都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
-----	----	--	--	--	--	----	------------------------

六七七	市道 谷村高校西側 通り線	都留市上谷五丁目一番一三番地先（片山方）から都留市上谷一四七〇番地先（柴田方）まで	五〇〇	車両	三十	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
-----	---------------------	---	-----	----	----	----	------------------------

六七七	市道 谷村高校西側 通り線	都留市上谷五丁目一番一三番地先（片山方）から都留市上谷六丁目一番一九号先（滝本山方）まで	五〇〇	車両（けん引を除く）	三〇	都留	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
-----	---------------------	--	-----	------------	----	----	------------------------

一、三 三三三	県道 塩山勝沼線	塩山市下萩原二〇一番地の一先（雨敬橋東詰交差点）から塩山市牛奥三、八二一番地先（	五五〇	高速車 中速車	四〇	塩山	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
------------	-------------	--	-----	------------	----	----	------------------------

を		に		を	
一、六 市道八 三号線	一、八 市道龍 岡一号線	一、六 市道龍 岡一号線	一、六 市道龍 岡一号線	一、三 三三三 県道塩 山勝沼 線	
笛吹市石和町八田 九七番地先（ホテ ル新光西側）から	葦崎市龍岡町下條 南割五九六番地の 一先（御勅使工業 団地入口交差点） から葦崎市龍岡町 下條南割一、六九 六番地の二先（堀 切橋北詰交差点） までの両側	葦崎市龍岡町下條 南割五九六番地の 一先（御勅使工業 団地入口交差点） から葦崎市龍岡町 下條南割一、六九 六番地の二先（堀 切橋北詰交差点） までの両側	葦崎市龍岡町下條 南割五九六番地の 一先（御勅使工業 団地入口交差点） から葦崎市龍岡町 下條南割一、六九 六番地の二先（堀 切橋北詰交差点） までの両側	塩山市下萩原二〇 一番地の一先（雨 敬橋東詰交差点） から塩山市牛奥四 、二二一番地二先 （有限会社S I M I Z U Y A 前）ま での両側	（雨敬遊覧ぶどう園 ）まで
八〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、〇五〇	
原付・ けん引	けん引 を 除く。	けん引 を 除く。	けん引 を 除く。	原付・ けん引 を 除く。	
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	
笛吹	葦崎	葦崎	葦崎	塩山	
平成一六 年一二月 二〇日	平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第九 二号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第九 二号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号	

を		に 改める。 別表第十六中		を	
二、〇三二 市道一 六号線	二、〇三二 町道 一六号 線	二、六 市道都 留文科 学駅前 通り 線	二、六 市道都 留市田原二丁目 一三五号先（南 都留合同庁舎前交 差点）から都留市 田原二丁目一番八 号先（山梨スポー ツ前）までの両側	二、六 市道下 塩後三 七号線	二、六 市道下 於曾四 一号線
笛吹市石和町八田九八番地先（ ホテル新光西側・南進車両）	東八代郡石和町八田九八番地先 （ホテル「新光」北側）	都留市田原二丁目 一三五号先（南 都留合同庁舎前交 差点）から都留市 田原二丁目一番八 号先（山梨スポー ツ前）までの両側	都留市田原二丁目 一三五号先（南 都留合同庁舎前交 差点）から都留市 田原二丁目一番八 号先（山梨スポー ツ前）までの両側	塩山市下塩後二〇 八番地一先（奥山 工業西側交差点） から塩山市下塩後 三九二番地先（J O M O P 口関東南 交差点）までの両 側	塩山市下於曾五三 二番地先（下塩後 交差点）から塩山 市下塩後三三二番 地五先（大久保一 夫方前交差点）ま での両側
		六〇〇	六〇〇	八四〇	一五〇
		けん引 を 除く。	けん引 を 除く。	けん引 を 除く。	けん引 を 除く。
		三〇	三〇	四〇	五〇
		都留	都留	塩山	塩山
平成一六年二 月二〇日	平成一七 年一・一七 第一号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号	平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号

告示第一〇三号

三、四七九	農道 (広域 農道側 道)	西八代郡三珠町大塚字東村四、 二九二の三一土橋永信方所有地 先	市川	五四・三・三〇 一九号
三、四八〇	農道 (広域 農道側 道)	西八代郡三珠町大塚字東村四、 三〇八の四土橋永信方所有地先	市川	五四・三・三〇 一九号

三、四七九	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
三、四八〇	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

四、〇九八	町道	西八代郡三珠町大塚字供養塚二、 〇九〇番地の一先(内藤昭六 所有地東側)	市川	五五・六・七 二四号
四、〇九九	町道	西八代郡三珠町大塚字平松二、 二二二番地の二先(平原みのる 方所有地南側)	市川	五五・六・七 二四号
四、一〇〇	町道	西八代郡三珠町大塚字平松二、 二二二番地の一先(平原みのる 方所有地北側)	市川	五五・六・七 二四号
四、一〇一	町道	西八代郡三珠町上野字一城林三、 四二九番地の七先(県有地東 側)	市川	五五・六・七 二四号

四、一〇二 町道  
西八代郡三珠町上野字一城林三、  
四二九番地の七先(県有地西  
側)

市川 五五・六・七  
二四号

四、〇九八	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
四、〇九九	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
四、一〇〇	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
四、一〇一	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
四、一〇二	削除		市川	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

四、一〇四 町道  
西八代郡三珠町上野字一城林三、  
四四二番地の五先(横田誠一  
方所有地西側)

市川 五五・六・七  
二四号

四、一〇四 削除

市川 平成一六年二  
月二〇日  
告示第一〇三号

を

四、一〇九	削除	市川	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
四、一〇八	削除	市川	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
四、一〇七	削除	市川	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
四、一〇六	削除	市川	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号

四、一〇九	町道	市川	五五・六・七二四号
四、一〇八	町道	市川	五五・六・七二四号
四、一〇七	町道	市川	五五・六・七二四号
四、一〇六	町道	市川	五五・六・七二四号
四、一一一	県道 三珠梯線	市川	五五・六・七二四号
四、一一〇	県道 三珠梯線	市川	五五・六・七二四号

を

一〇、八五五	市道	長坂	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八五四	市道(側道)	南アルプス	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八五三	市道(側道)	南アルプス	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八五二	市道在家塚五九号線	南アルプス	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八五一	市道在家塚五九号線	南アルプス	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八五〇	市道在家塚五九号線	南アルプス	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八四九	村道三三三線	富士吉田	平成一六年一月一日 告示第九二二号

に

四、一一一	削除	市川	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
四、一一〇	削除	市川	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八四九	村道三三三線	富士吉田	平成一六年一月一日 告示第九二二号

一〇、八五六	市道	地一先（丸茂保則方南側・東進車両）		月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八五七	市道	笛吹市石和町八田三三〇番地の 一五先（ホテル新光西側・北進 車両）	笛吹	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八五八	市道 梨市駅 前広場 線	山梨市上神内川一、五四六番地 先（山梨市駅前広場西出口・北 進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八五九	市道 梨市駅 前広場 線	山梨市上神内川一、五六一 番地 先（山梨市駅前広場交番前・西 進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六〇	市道 梨市駅 前広場 線	山梨市上神内川一、五六一 番地 先（山梨市駅前広場タクシー ール西側・北進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六一	市道 梨市駅 前広場 線	山梨市上神内川一、五六一 番地 先（山梨市駅前広場一般駐車場 北側・東進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六二	市道 梨市駅 前広場 線	山梨市上神内川一、五六一 番地 先（山梨市駅前広場一般駐車場 北側・東進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六三	市道	山梨市上神内川一、二四七番地 先（イツツモア山梨店駐車場北 側・西進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六四	市道	山梨市上神内川一番地の七先（ 秋山商店北側・西進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

一〇、八六五	市道	山梨市上神内川一、二二〇番地 の五先（村松方南側・東進車両 ）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六六	市道	山梨市上神内川四番地の五先（ 三枝方南側・東進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六七	市道	山梨市上神内川五番地の四先（ 吉岡方空き地北側・西進車両）	日下部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六八	市道	塩山市下塩後三番地先（合同庁 舎南交差点西側・北進車両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八六九	市道	塩山市下塩後二七一番地先（広 瀬真次方西側・西進車両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八七〇	市道	塩山市下塩後二四九番地二先（ 広瀬真次方南側・南進車両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八七一	市道	塩山市下塩後一三二番地先（武 井東一郎方北側・東進車両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八七二	市道	塩山市下塩後五三二番地一五先 （広瀬方東側・南進車両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八七三	市道	塩山市下塩後五三二番地先（青 柳方西側・北進車両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八七四	市道 下 於首四 一号線	塩山市下塩後三三二番地先（善 生寺東側丁字路交差点・西進車 両）	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
一〇、八七五	市道	塩山市下井尻三三二番地先（石	塩山	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号

一〇、八八三	市道	大月市初狩町下初狩字下川原八〇〇番地先（源氏橋北詰・北進車両）	大月	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八八二	市道都留文科 大学駅前通り線	都留市田原二丁目八七〇番地二先（森方東側・北進車両）	都留	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八八一	市道都留文科 大学駅前通り線	都留市田原二丁目八九五番地先（ショッピングモールオキノ北西角丁字路交差点・北進車両）	都留	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八八〇	市道都留文科 大学駅前通り線	都留市田原二丁目九七四番地先（都留文科大学駅西方丁字路交差点・北進車両）	都留	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八七九	市道	塩山市牛奥三、八〇七番地先（雨敬園南側・西進車両）	塩山	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八七八	市道	塩山市下塩後四〇五番地先（下塩後三七号線との十字路交差点・東進車両）	塩山	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八七七	市道	塩山市下塩後四〇七番地先（下塩後三七号線との十字路交差点・西進車両）	塩山	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
一〇、八七六	市道	塩山市下井尻三三一番地先（広瀬幸輝方南側・東進車両）	塩山	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
		井建築興業北側・西進車両		月二〇日 告示第一〇三三号

に改める。

五二九	五〇	（指し） 車両 （指し） 場 に た 所 に 駐 車 す る 路 線 バ ス タ ク シ を 除 く	終日	日下	五二・八 ・五 二七号
二七二	一、四五〇	塩山市上於菅一、九一七番地の先（塩山駅前交番前）から塩山市牛奥四、二二一番地二先（有限会社SIM IZUYA前）までの両側	終日	塩山	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号
二七二	一、四五〇	塩山市上於菅一、九一七番地の先（塩山駅前交番前）から塩山市牛奥三、八二一番地先（雨敬遊園ぶどう園）までの両側	終日	塩山	平成一六年一二月二〇日 告示第一〇三三号

別表第十七中

五二九	市道山梨市駅前広場線全線	山梨市上神内川七一番地先(山梨市駅前広場東入口)から山梨市上神内川一、五四六番地先(山梨市駅前広場西出口)まで	二〇二	車両(指)	終日	部下	平成一六年一二月二〇日告示第一〇三号
				所に			
				駐する			
				バス			
				タクシー			
				を除く			

一、三三四	市道四九号線	笛吹市春日居町桑戸六三三番地の先(関方畑南側)から笛吹市春日居町別田三八四番地先(駅ロータリーを含む。)までの両側	二〇〇	車両	終日	部下	平成一六年一二月一一日告示第九二号
-------	--------	---	-----	----	----	----	-------------------

一、三三五	市道八三号線	笛吹市石和町八田九七番地先(	二〇〇	車両	終日	部下	平成一六年一二月一一日告示第一〇三号
-------	--------	----------------	-----	----	----	----	--------------------

一、三三六	市道下塩後三七号線	塩山市下塩後二〇八番地一先(奥山工業西側交差点)から塩山市下塩後三九二番地先(JOMOP)口関東南交差点)までの両側	八四〇	車両	終日	塩山	平成一六年一二月二〇日告示第一〇三号
一、三三七	市道都留文科前通り線	都留市田原二丁目一三五号先(南都留合同庁舎前交差点)から都留市田原二丁目一番八号先(山梨スポーツ前)までの両側	六〇〇	車両	終日	都留	平成一六年一二月二〇日告示第一〇三号

に改める。  
別表第十九号中

一六八	市道(都市計画道路) 甲府市寿町三番一五号先(加藤忠方前)から甲府市相生二丁目一六番一三号先(飯豊橋北詰交差点)までの両側歩道(五三六メートル)	甲府	平成一六年三月四日告示第一四号
-----	--	----	-----------------

一六八	市道(都市計画道路) 甲府市寿町三番一五号先(加藤忠方前)から甲府市相生二丁目一六番一三号先(飯豊橋北詰交差点)	甲府	平成一六年三月四日告示第一四号
-----	--	----	-----------------

一六九	市道下塩後三七号線	塩山市下塩後二四九番地一先(高架橋南詰交差点)から山梨市後屋敷五六四番地一先(東後屋敷交差点)までの両側歩道(四〇〇メートル)	塩山日下部	平成一六年二月一日 告示第一〇三号
一七〇	市道下於曾四一号線	塩山市下塩後三三三番地五先(善生寺東側交差点)から塩山市下塩後五三二番地先(下塩後交差点)までの両側歩道(一五〇メートル)	塩山	平成一六年二月一日 告示第一〇三号

に改める。  
別表第二十四中

二〇	国道五二号	甲府市中央一丁目一〇番一 号先(甲府警察署前)	甲府	平成一六年一〇月五日 告示第八三号
----	-------	----------------------------	----	----------------------

を

二〇	国道五二号	甲府市中央一丁目一〇番一 号先(甲府警察署前)	甲府	平成一六年一〇月五日 告示第八三号
二二	県道四日市場上野原線	北都留郡上野原町上野原七五八番地先(上野原町消防署前)	上野原	平成一六年二月一日 告示第一〇三号

に改める。

別表第三十の二中

一一一	市道桜	甲府市中央一丁目一八番六号	客待ち	甲府 平成一三年
-----	-----	---------------	-----	-------------

本通り線	先(甲府中央信用組合本店)から甲府市中央一丁目一番七号先(カヤノガンシヨップ)まで(一九〇メートル)	三時〇分 から 四時 まで	タクシ	平成一三年 一月二六 日 告示第五〇 号
------	--	------------------------	-----	----------------------------------

を

一一二	市道桜本通り線	甲府市中央一丁目一八番六号先(甲府中央信用組合本店)から甲府市中央一丁目一番七号先(カヤノガンシヨップ)まで(一九〇メートル)	二時三十分 から 四時 まで	客待ち タクシ	甲府 平成一三年 一月二六 日 告示第五〇 号
-----	---------	---	-------------------------	------------	--

一一三	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅タクシー乗車場(道路標示によって区画された九・五メートルの部分))	終日	タクシ	平成一六年 二月二〇 日 告示第一〇 三号
-----	------------	---	----	-----	-----------------------------------

一一四	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅バス乗降場(道路標示によって区画された二七メートルの部分))	終日	バス	平成一六年 二月二〇 日 告示第一〇 三号
-----	------------	--	----	----	-----------------------------------

に改める。  
別表第三十二中

九	市道天神通り線	都留市田原三丁目三番三号先(南都留合同庁舎前交差点)	二六二・一一・二六三八号	平成一六年 二月二〇 日 告示第一〇三 号
---	---------	----------------------------	--------------	-----------------------------------

を

九	市道天神通り線	都留市田原三丁目三番三号先(南都留合同庁舎前交差点)	四日	平成一六年 二月二〇 日 告示第一〇三 号
---	---------	----------------------------	----	-----------------------------------

に改める。